

知っていますか？ 野外焼却の禁止

平成16年5月1日から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、下記の例外規定以外の『**野外焼却**』を行うことが『**禁止**』されました。

野外焼却を行った者には『**罰則**』が適用されます。

〔 個人の場合、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金
法人の場合、1億円以下の罰金 〕

【野外焼却禁止の罰則の例外規定】

① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却	河川敷の草焼き、 道路側の草焼き
② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、 応急対策又は復旧のために必要な焼却	災害等の応急対策、 火災予防訓練
③ 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な 焼却	正月の「しめ縄、門松等」を 焚く行事
④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないもの として行われる焼却	焼き畑、畔の草及び下枝の焼却、 漁網にかかったゴミの焼却
⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる軽 微なもの	落ち葉焚き、 キャンプファイヤー

筑紫地区廃棄物不法処理防止連絡協議会